

資源循環型施設建設に係る周辺整備事業 民間活力導入可能性調査業務委託 特記仕様書

1 業務概要

(1) 業務名称

資源循環型施設建設に係る周辺整備事業 民間活力導入可能性調査業務委託

(2) 背景と目的

上田地域広域連合が計画している資源循環型施設の整備にあたっては、「安全安心な施設の実現」と「地域のまちづくり」を2本の柱として協議を進めており、上田市では、このうち、「地域のまちづくり」について、資源循環型施設周辺の整備を通して、地域価値の向上（住みやすいまちづくりの実現）、行政課題の解決（公共施設の老朽化対策等）を図るべく、資源循環型施設整備と連携した一体的な整備を計画している。

この周辺整備について、現在、地域価値の向上及び行政課題の解決を図るための整備の方向性として、余熱利用施設（アクアプラザ上田の移転を核とした地域交流拠点施設）及び公園緑地の整備（以下、「本事業」という。）を計画している。

本委託業務は、令和6年度に策定した「資源循環型施設建設に係る周辺整備事業基本計画案（以下『基本計画』という。）」を踏まえ、民間活力導入手法の適用に向けて、事業手法や事業範囲等の整理を行うとともに、民間事業者の意向確認やVFMの算定を行い、財政負担の縮減、施設の設置目的の達成・付加価値向上等に資する最適な手法を選択することを目的とする。

また、調査を進める中での過程で、よりよい施設整備につながると判断されるものについては、基本計画への反映を検討し、ブラッシュアップを行うものとする。

なお、本委託業務は、民間資金等活用事業調査費補助事業（内閣府）を活用して実施することに留意すること。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）までとする。

(4) 履行場所

上田市常磐城及び秋和

(5) 計画敷地の要件

ア 計画場所：資源循環型施設建設候補地北側隣接農地（上田市常磐城及び秋和）

イ 敷地面積：約3.6ha

ウ 敷地条件等：用途地域（工業専用地域）

※用途地域の変更（工業専用地域→工業地域）を予定

※現状は、すべて民有地であり、事業の実施にあたっては土地所有者に協力をいただく必要がある。

2 業務内容

(1) 民間活力導入可能性調査

本委託業務は、次に掲げる内容を基本とする。ただし、公募型プロポーザルにおいて特定した契約候補者からの企画提案内容をもとに、本業務内容を調整して決定するものとする。

ア 前提条件の整理

基本計画や上位計画、各種法令等を把握し、本事業の位置づけを整理するとともに、本事業を官民連携手法で実施する場合に想定される法制度や支援措置等の条件を整理する。

イ 施設内容・維持管理・運営内容の設定（モデルプランの作成）

過年度業務等を踏まえ、本事業の目的が達成される施設内容、維持管理・運営内容等を設定し、本事業の事業概要（モデルプラン）を策定する。

ウ 事業スキームの検討

本事業を官民連携手法で実施する場合の事業手法について、主に以下の項目を検討する。

- ・事業方式（PFI、DBO、DB、Park-PFI 等）の検討
- ・事業形態（サービス購入型、ジョイントベンチャー型、独立採算型等）の検討
- ・事業範囲（導入範囲）
- ・事業期間
- ・官民のリスク分担の検討
- ・その他（事業類型、資金調達方法、事業者選定方式など）の検討 など

エ 民間事業者の参入意向調査（サウンディング調査）

想定する事業スキーム等を踏まえ、本施設整備や管理運営等への官民連携手法導入に関する民間事業者に意向調査を行う。調査内容は、主に次の項目（参画意欲、参画条件、事業に対する要望・課題、整備・運営手法に関するアイデア など）を想定している。

また、意向調査の結果を整理・分析し、事業スキーム等に反映する。

オ 事業費の試算

利用者数や駐車場需要台数の予測、類似施設の事例調査及び事業者へのヒアリング等を通じて、建設費及び維持管理費、運営費、収入等を試算し、市の財政負担額を検討する。

カ VFM（Value For Money）の検討

従来手法及び官民連携手法で実施した場合の事業期間を通じて必要となる公共の財政負担額を算定・比較し、VFM（定量的・定性的効果）を算定する。

キ 本事業を実施することによる多様な効果の検討

本事業を官民連携手法で実施することによる多様な効果（経済波及効果、利用者の増加等）と、多様な効果を最大化させるための手法及び条件（インセンティブ）を検討する。

ク 官民連携手法の適正評価及び基本計画案の検討・見直し、マスタープランの策定

上記の検討を踏まえ、本事業を官民連携手法により実施する場合の適正を評価する。また、必要に応じて、基本計画案の検討・見直しを行い、本事業の軸となるマスタープランを策定する。

ケ 事業化に向けての課題等の整理

本事業を官民連携手法で実施する場合に想定される、課題、留意点、事業スケジュール等について整理する。

(2) 会議資料等の作成支援

本業務の履行期間において、国県関係機関、庁内、地元住民団体との協議に必要となる資料の作成支援を行う。会議の開催回数は3回程度を想定する。※出席は不要

(3) 打ち合わせ、協議等

受注者は、発注者と綿密な連絡を取り、定期的な打ち合わせを行うものとする。また、打ち合わせに際し、協議記録を作成し、発注者に提出するものとする。

発注者との打ち合わせは、5回以上行うものとし、実施時期はその都度、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

なお、第1回及び最終の打ち合わせ、その他必要に応じ、管理技術者が立ち会うものとする。

3 成果品

受注者は、業務が完了したときは次の成果品を発注者に提出し、所定の手続きを経て完了検査を受けるものとし、発注者の検査合格をもって引渡とする。なお、納品後に成果品に記入もれ、不備、または誤りが発見された場合、受注者は速やかに訂正しなければならない。

成果品の提出場所は、上田市環境部資源循環型施設建設関連事業課とする。

本業務に係る成果品の所有権及び著作権等の一切の権利は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく使用又は公表してはならない。

受注者は、成果品が第三者のいかなる権利も侵害していないことを保証するものとする。

	内容	数量
1	業務報告書（1冊に製本したもの）	正副1部
2	業務報告書 概要版（A4版4ページ又はA3版表裏にまとめたもの）	正副1部
3	作業報告書（業務内容や協議記録、資料等をファイルにまとめたもの）	正副1部
4	その他資料 ※監督職員との協議による	正副1部
5	上記1～4の電子データ（PDF及びPowerPoint、Word、Excel等のオリジナルファイル含む） ※CD-R又はDVD-Rに格納	1式

※業務報告書等の作成に当たっては、全体デザインや頁配置、レイアウトについて、あらかじめ協議の上作成することとするが、図表及びフローチャート等を配置し、ユニバーサルデザイン等に配慮するなど、一般的な見易さに努めること。

4 その他留意事項

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに業務計画書を提出し、発注者の承諾を受けなければならない。業務計画書には、次に示す事項（業務内容、実施体制図及び業務実施担当者一覧（経歴書を添付）、実施工程表、その他発注者が指示する事項）を記載するものとする。
- (2) 受注者は、本業務において管理技術者及び照査技術者を選任し、発注者に通知するものとする。なお、管理技術者と照査技術者の兼任は不可とする。
- (3) 本仕様書は業務の履行にあたって、基本的な内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本仕様書の目的達成のために必要な資料及び書類、または業務の性質上、当然必要と思われるものについては、受注者の責任において、すべて完備しなければならない。
- (4) 発注者は、本業務を実施する上で必要となる関係資料等を、可能な限り受注者に貸与又は提供するものとする。なお、その取り扱いについては十分注意するとともに、本業務以外に使用してはならない。また、業務完了後は速やかに返却しなければならない。
- (5) 受注者は、業務の実施に当たり、関係する法令等を遵守しなければならない。
- (6) 受注者は、本業務の全部を他に再委託してはならない。本業務の一部を再委託する場合は、発注者に内容を報告し、承認を得ること。
- (7) 受注者は、本業務の実施にあたり、業務上知り得た発注者の機密情報や個人情報を、第三者に開示してはならない。契約期間終了後も同様とする。
- (8) 本業務の実施にあたり、第三者と紛争等が生じないように十分に留意すること。万一、紛争等が発生した場合は、受注者において解決若しくは責任を負うこと。なお、本項については、業務の終了後についても適用される。
- (9) 地域住民とのトラブルが生じないように特に注意すること。なお、現場への立ち入りにあたっては、監督職員に連絡すること。
- (10) 受注者は、業務完了後においても、発注者の疑義については速やかに回答するとともに、成果品について、受注者の責による明らかな瑕疵が認められる場合は、受注者の負担により対応すること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、その都度、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

(参考スケジュール)

	R6						R7						
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
基本計画案の策定	済						検討・見直し						基本計画公表●
導入可能性調査							選定						事業手法決定●
							業務期間						

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の持出しの禁止)

- 第3 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾があるときを除き、個人情報を受注者の事務所の管理区域又は取扱区域の外へ持ち出してはならない。

(管理体制等の届出)

- 第4 受注者は、この契約による業務に当たって、個人情報の取扱いに係る責任者及び業務従事者（以下「従事者」という。）の職氏名、従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について、書面で届け出なければならない。

(従事者等に対する監督及び教育)

- 第5 受注者は、責任者及び従事者に対し、業務に係る個人情報の取扱いについて、必要な監督及び教育を行うとともに、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(派遣労働者に対する措置)

- 第6 受注者は、個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記又は本特記事項と同等の内容の書面を添付するものとする。

(適正な管理)

- 第7 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第 8 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要最小限度の範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（個人情報の目的外利用の禁止）

第 9 受注者は、個人情報について、この契約による業務遂行のみのために利用するものとし、その他の目的には利用してはならない。

（複写等の禁止）

第 10 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料、データ等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第 11 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の許諾があるときを除き、第三者に再委託してはならない。

（再委託における条件）

第 12 発注者は、再委託の許諾に当たっては、再委託先に受注者と同等の個人情報の取扱いに係る安全管理措置を求めるものとする。この場合において、発注者は、再委託先において、受注者が自ら果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか、次の各号に掲げる事項について確認の上、許諾を行うものとする。

- (1) 再委託先の設備
- (2) 再委託先の技術水準
- (3) 再委託先の従事者に対する監督・教育の状況
- (4) その他再委託先の経営環境

（資料等の返還等）

第 13 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（委託業務に係る報告及び実地調査）

第 14 発注者は、個人情報の安全管理の適正を期するため、受注者に対し、契約内容の遵守状況に関し定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（事故発生時における措置）

- 第15 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の本特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 2 受注者において個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故が発生し、発注者が第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争が生じた場合には、受注者は発注者の指示に基づき、自らの責任と負担でこれに対処するものとする。この場合において、発注者が損害を被ったときは、発注者は受注者に対して当該損害の賠償を請求できるものとする。

（契約の解除及び損害賠償）

- 第16 発注者は、受注者が本特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。